



島根県報

平成18年11月14日 (火)
第 1,829 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成18年11月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(")	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の実施	(道 路 維 持 課)	2
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会 計 課)	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	4

告 示

島根県告示第1036号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定に基づき、平成18年11月27日定例県議会在松江市に招集するので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年11月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1037号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成18年11月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 福祉アミーゴの会	通所介護	宍道ディサービスセンター だんだん	松江市宍道町佐々布254番地10	平成18年 10月2日
	介護予防通所介護			
有限会社 ケアサービス出雲	通所介護	えきまえデイサービス夢のむら	出雲市今市町947番地1	平成18年 10月10日
	介護予防通所介護			

かなび株式会社	通所介護	堂形クラブ デイサービス	松江市堂形町843番地	平成18年 10月23日
	介護予防通所介護			
株式会社 みんなの手	通所介護	デイサービスセンター みんなの手	大田市大田町イ380 - 3 番地	平成18年 11月1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第1038号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定により告示する。

平成18年11月14日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 穂なみネット21	介護予防通所介護	穂なみ小規模デイサービスセンター	出雲市里方町116番地	平成18年 11月1日

島根県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年11月14日

島根県知事 澄 田 信 義

玉湯町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

渡部 公生 松江市玉湯町林866番地

2 就任年月日

平成18年10月3日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

廣江 昭富 松江市玉湯町林833番地

島根県告示第1040号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成18年11月14日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事開始の期日
邑南町道 戸河内線	邑智郡邑南町阿須那2852番 1 地先から同町戸河内2509番 6 地先まで 邑智郡邑南町戸河内2491番 1 地先から同2510番12地先まで	付替・拡幅	平成18年11月14日

島根県告示第1041号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正する。

平成18年11月14日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 号の表出雲信用組合の項を削る。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年11月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年11月 6 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 浜っ子作業所

3 代表者の氏名

中山 道子

4 主たる事務所の所在地

島根県浜田市殿町83番地122

5 定款に記載された目的

この法人は、浜田市手をつなぐ育成会の理念を踏まえつつ知的障害児・者、及び身体障害との重複障害児・者（身体・精神障害等）に対して社会参加の場を提供するとともに、彼らが、住み慣れた地域の中で当たり前暮らしに暮らしていけるように支援する事業を行い、福祉の増進の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎 1 階）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告す

る。

平成18年11月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字出雲郷字砂口824 - 1 番地 外 2 筆

面積 1,955.40平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市平成町182番地15

山陰クボタ水道用材株式会社

代表取締役社長 杉谷 雅祥